

高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 第9次改訂版 (平成22年1月8日発行)

**追補**

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。  
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○液化石油ガス保安規則：(1)

改正 平成二十二年三月十九日 省令第十二号\*

省令第十二号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則：(2)

改正 平成二十二年三月十九日 省令第十二号\*

省令第十二号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十二年八月十六日 省令第四十九号\*

省令第四十九号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

○保安検査の方法を定める告示：(7)

改正 平成二十二年三月十二日 告示第四十九号

○溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示：(8)

制定 平成二十二年三月十九日 告示第五十七号



## 液化石油ガス保安規則

### (二八六頁 改正)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

### 第十六条 (略)

一〇五 (略)

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事

- イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)
- ロ 高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取替えの工事(第一号に該当するものを除く。)

2 (略)

(二三六頁 平成一九年三月二八日省令第二二号の附則の次に追加)

附則(平成二二年三月一九日 省令第二二号)抄

\* 省令第二二号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条・第三条 (略)

## 容器保安規則

### (二八七頁 改正)

(用語の定義)

#### 第二条 (略)

一〇七七の三 (略)

十七の四 アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器 アルミニウム

合金で製造された継目なし容器であつて、スクーパー用として空気又は

一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第三

十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするためのも

十八〇二十 (略)

二十一 FC 二類容器 液化フルオロカーボン四百二十二D、液化フル

オロカーボン九百JA、液化フルオロカーボン五百九A、液化フルオ

ロカーボン四百二十二A、液化フルオロカーボン四百七C、液化フル

オロカーボン四百二B、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオ

ロカーボン四百七A、液化フルオロカーボン九百一JA、液化フルオ

ロカーボン五百七A、液化フルオロカーボン四百二A、液化フルオロ

カーボン四百七B、液化フルオロカーボン百二十五若しくは液化フル

オロカーボン四百七E又は前号に掲げるガスを充てんする容器

二十二〇三十四 (略)

### (二九二頁 改正)

(刻印等の方式)

#### 第八条 (略)

一〇四の三 (略)

四の四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げ

る事項に続けて、その旨の表示(記号 V L)

四の五 アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器にあつては、第三

号に掲げる事項に続けて、その旨の表示(記号 S C U B A)

五〇十五

#### 2 (略)

#### 3 (略)

一〇六 (略)

#### 七 (略)

イ 第一項第一号から第三号まで及び第四号の四に掲げる事項

ロ (略)

ハ 第一項第九号及び第十号に掲げる事項

ニ 第一項第十二号及び第十四号に掲げる事項

#### 4 (略)

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十条の規定に適合する容器にあつては、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第十四条の二十項に定める基準に基づき表示

二 第六条第三号の規定に基づき試験又は検査が省略された容器にあつては、第一項第一号から第八号までに掲げる事項の刻印等、製造国において当該容器について最初に行つた耐圧試験の合格時及び当該最初に行つた耐圧試験の試験日が容器検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近に行つた次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める試験(容器検査申請日から起

算して一年六月以内に行われたものに限り、)の合格時の刻印等並びに第一項第十号から第十五号までに掲げる事項の刻印等

イ 超低温容器(槽が二重構造のものに限る。) 気密試験及び断熱性能試験

ロ 内容積が百五十リットル未満の液化天然ガス自動車燃料装置用容器(槽が二重構造のものに限る。) 漏えい試験及び断熱性能試験

ハ 内容積が百五十リットル以上の液化天然ガス自動車燃料装置用容器(槽が二重構造のものに限る。) 漏えい試験及び断熱性能試験又は保冷性能試験

ニ その他の容器 耐圧試験

(三〇〇頁 改正)

(附属品検査における附属品の規格)

第十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

一及び二 (略)

三 航空法第十条に基づき国土交通大臣が行う検査

(三〇一頁 改正)

(附属品検査の刻印)

第十八条 (略)

2 (略)

一 船舶安全法の適用を受ける附属品にあつては、次に掲げるものとす

る。

イ及びロ (略)

ハ 同法第六条の四第一項に規定する検定に合格した附属品にあつては、船舶等型式承認規則第十五条第一項に定める証印

二及び三 (略)

四 第十六条第三号の規定に基づいて検査された附属品にあつては、製造国において当該附属品について最初に行つた気密試験の合格時及び当該最初に行つた気密試験の試験日が附属品検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近の気密試験(附属品検査申請日から起算して一年六月以内に行われたものに限る。)の合格時の刻印並びに第一項第二号から第七号までに掲げる事項の刻印

(三〇三頁 改正)

(容器の加工の基準)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に基づく耐空証明を受けた者が行う航空法施行規則第十四条第一項に定める基準に適合する容器にあつては当該基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る基準をもつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とすることができる。

(三〇五頁 改正)

(容器再検査の期間)

## 第二十四条（略）

一 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器（以下この条及び第七十一条において「溶接容器等」といい、次号及び第七号に掲げるものを除く。）については、製造した後の経過年数（以下この条、第二十七条及び第七十一条において「経過年数」という。）二十年未満のものは五年、経過年数二十年以上のものは二年

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アンモニア又は塩素を充てんするためのもを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

三 五七（略）

2及び3（略）

## （三二二頁 改正）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

## 第三十七条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

## （三一八頁 改正）

（帳簿）

## 第七十一条（略）

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一 溶接容器等（次号及び第七号に掲げるものを除く。）については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アンモニア又は塩素を充てんするためのもを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三 一般継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

四 一般複合容器については、前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容

器については、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

六 アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

七 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

八 再充てん禁止容器については、前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九 容器に装置されている附属品（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）については、前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査（アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器にあつては、前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過して最初に受ける容器再検査）までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十 内容積が四千リットル未満の容器（液化石油ガスを充てんするためのものに限り、高压ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月

を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十一 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十二 容器に装置されていない附属品については、前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

3 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ことに備え保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 第二十四条第三項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第三項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三 第二十七条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、

第一項に掲げる事項を記載した日から第二十七条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

4 前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、

容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 再充てん禁止容器以外の容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 再充てん禁止容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

### (三三六頁 平成二〇年二月一日省令第八二号の附則の次に追加)

附則〔平成二二年三月一九日 省令第一二二号〕

\* 省令第一二二号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然ガス自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項第四号の四の規定にかかわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に法第六十条第一項の規定により保存されなければならないとされている帳簿の保存については、改正後の容器保

安規則第七十一条第二項の規定を適用する。

### (平成二二年三月一九日省令第一二二号の附則の次に追加)

附則〔平成二二年八月一六日 省令第四九号〕

\* 省令第四九号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第三十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器になされている刻印は、当該容器の外面にその旨の表示（記号 SCUBA）を明示した場合は、平成二十二年十二月三十一日（当該日において容器検査合格月又は容器再検査合格月の前月の末日から起算して一年一月を経過していない容器にあつては、一年一月を経過した日）までの間は、容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第四十五条第一項又は第四十九条第三項の規定によりなされた刻印とみなす。

第三条 この省令の施行前にこの省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第十四条、第二十三条の二、第二十五条、第三十六条、第四十七条、第五十七条及び第六十六条の三の規定による指定の申請については、なお従前の例による。



# 保安検査の方法を定める告示

(四一三頁 改正)

(略)

製造施設	保安検査の方法
一 冷凍保安規則の適用を受ける製造施設	一 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850014 (2009) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)
二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第六号及び第八号に掲げる製造施設を除く。)	二 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850012 (2009) 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))(当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説17、4.3.2、7.4(3)及び付属書の部分を除く。)
三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第七号及び第八号に掲げる製造施設を除く。)	三 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850011 (2009) 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))(当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説16、4.3.2、7.4(3)及び付属書の部分を除く。)
四 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設(次号、第六号、第七号及び第八号に掲げる製造施設を除く。)	四 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850013 (2009) 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド関係を除く。))(当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説16、4.3.2、7.1.4(3)及び付属書の部分を除く。)
五 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを	五 高圧ガス保安協会・高圧ガスLNG協会共同規格KHK/KLKS 0850017(2009) 保安検査基準(LNG受入基地関係)

六 製造設備が液化石油ガススタンド(液化石油ガス保安規則第二條第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二條第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。)である製造施設(第八号に掲げる製造施設を除く。)	六 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850016 (2009) 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)(当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説17、4.3.2及び付属書の部分を除く。)
七 (略)	七 (略)
八 第二号から第四号まで及び第六号に掲げる製造施設であって、高圧ガス設備に設置されたフレキシブルチューブ	八 第二号 高圧ガス保安協会規格KHKS 085012(2009) 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)) 第三号 高圧ガス保安協会規格KHKS 085011(2009) 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)) 第四号 高圧ガス保安協会規格KHKS 085013(2009) 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド関係を除く。)) 3.1 第六号 高圧ガス保安協会規格KHKS 085016(2009) 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係) 4.3.1

(四一四頁 平成一七年九月一三日告示第二一九号の附則の次に追加)

附則(平成二二年三月二日告示第四九号)

この告示は、公布の日から施行する。

(四二五頁の電磁保存告示の次に追加)

## 溶接に用いられる母材の種類 の要件を定める告示

〔平成二十二年三月十九日〕  
経済産業省告示第五十七号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六  
条第一項第六号イ、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第  
五十三号）第十五条第一項第六号イ及びコンビナート等保安規則（昭和六  
十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号イの規定に基づき、  
溶接に用いられる母材の種類を定める告示を次のように定める。

### 溶接に用いられる母材の種類を定める告示

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六  
条第一項第六号イ、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第  
五十三号）第十五条第一項第六号イ及びコンビナート等保安規則（昭和六  
十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号イの告示で定める  
溶接に用いられる母材の種類を定める要件は、日本工業規格B 8285（二〇〇  
三）付表一に定める母材の区分P番号一又は八Aに定めるものとする。